



平成 27 年 8 月 31 日

各 位

会 社 名 第一カッター興業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 広瀬 俊一
(コード：1716 東証 J A S D A Q)
問 合 せ 先 取締役経営企画室長 小池 保
(TEL. 0467-85-3939)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 9 月 25 日開催予定の第 48 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 会社法改正に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款の一部を変更するものであります。具体的には、定款に第 27 条(取締役の責任免除)及び第 28 条(取締役との責任限定契約)の規定を新設し、また、現行定款第 38 条(監査役の責任免除)の規定を整理・変更し、第 40 条(監査役の責任免除)及び第 41 条(監査役との責任限定契約)とするものであります。

なお、第 27 条及び第 28 条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2) その他の変更

その他、上記の変更に伴う条数の修正を行うとともに、全般にわたり、一部字句の整理などを行うものであります。

